

## PCT国際出願制度の概要

---

～海外で賢く特許権を取得するPCTの仕組み～

特許庁審査業務部出願課国際出願室



1

**はじめに - 海外展開における知財取得の重要性 -**

2

**PCT国際出願制度の特徴・メリット**

3

**PCT 国際出願の主な手続・流れ**

- (1) 出願書類を準備して提出する
- (2) 出願に対する国際調査の結果を受け取る
- (3) 出願が国際公開される
- (4) [必要に応じて] 国際予備審査を請求する
- (5) 国内移行する国を決めて手続を行う

1

## はじめに - 海外展開における知財取得の重要性 -

2

## PCT国際出願制度の特徴・メリット

3

## PCT 国際出願の主な手続・流れ

- (1) 出願書類を準備して提出する
- (2) 出願に対する国際調査の結果を受け取る
- (3) 出願が国際公開される
- (4) [必要に応じて] 国際予備審査を請求する
- (5) 国内移行する国を決めて手続を行う

# 海外展開における知財取得の重要性



海外展開は、日本企業などにとって経営戦略上の重要な選択肢のひとつ



他方で、海外展開には様々なリスクが 例えば以下のような知財侵害リスクも

納入先に求められ、現地での販売や生産を開始したが・・・

- ✓ 現地企業の特許権を侵害、販売の差止や損害賠償を求められた
- ✓ 現地で特許権を取得しておらず、よりコストの安い現地企業に発注先を変更されてしまった



現地で製品名やデザイン、会社のロゴマークの意匠権・商標権を取得していなかった・・・

- ✓ 現地企業と同デザインの商品が市場を席巻、自社製品が売れなくなった
- ✓ 現地企業に製品名やロゴマークを商標として先駆け出願されてしまった

不用意に情報（サンプルや図面）を相手に渡してしまった・・・

- ✓ 先に特許出願されてしまい、自社の技術なのに自社で実施できなくなった

技術指導やOEM先に供給した部品や貸与設備を通じてノウハウが漏れた

- ✓ 自社でしか作れなかった製品が現地企業に安価で作られるようになり、海外でのビジネス展開が極めて難しくなった

[参考] 中小企業向け海外知財訴訟リスク対策マニュアル（2015年3月 特許庁）

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/soshou\\_manual/manual.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/soshou_manual/manual.pdf)



海外展開先において知財の取得をしておけば・・・



## 特許権は、国ごとに出願して権利取得

特許権は、原則、権利取得した国でのみ保護される（属地主義）

そのため、保護を求める国ごとに特許出願して、権利取得する必要がある

## 海外に特許出願を行う2つの方法

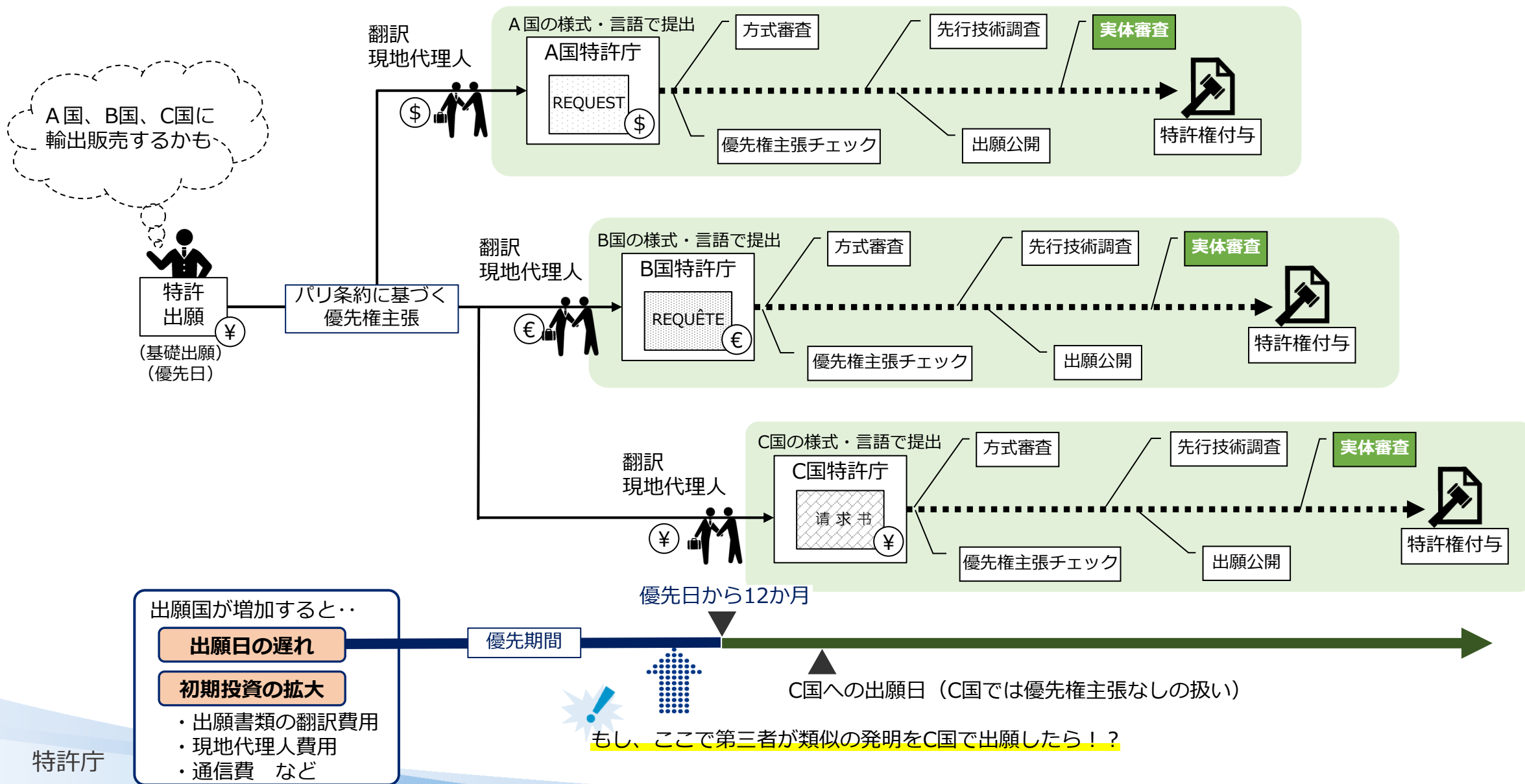
### 1. 直接出願ルート（パリルート）

- 発明の保護を希望するパリ条約加盟国に対して、直接、特許出願をする。
- パリ条約加盟国に特許出願した後で、他のパリ条約加盟国に対して、最初の特許出願の出願日（優先日）から12か月以内にパリ優先権の主張を伴う特許出願をする。

### 2. PCT国際出願ルート

- PCTに基づいて、直接あるいは、パリ条約で規定されているように優先日から12か月以内に出願を提出する。

# 直接出願ルート (パリルート)



# PCT国際出願ルート

A国、B国、C国、  
に輸出・販売  
するかも



特許  
出願

(基礎出願)

各国の方式的な手順を  
ひとつに束ねる



実体審査



特許権付与

実体審査は  
各国の判断

調査

実体審査



特許権付与

公開

先行技術調査

実体審査



特許権付与

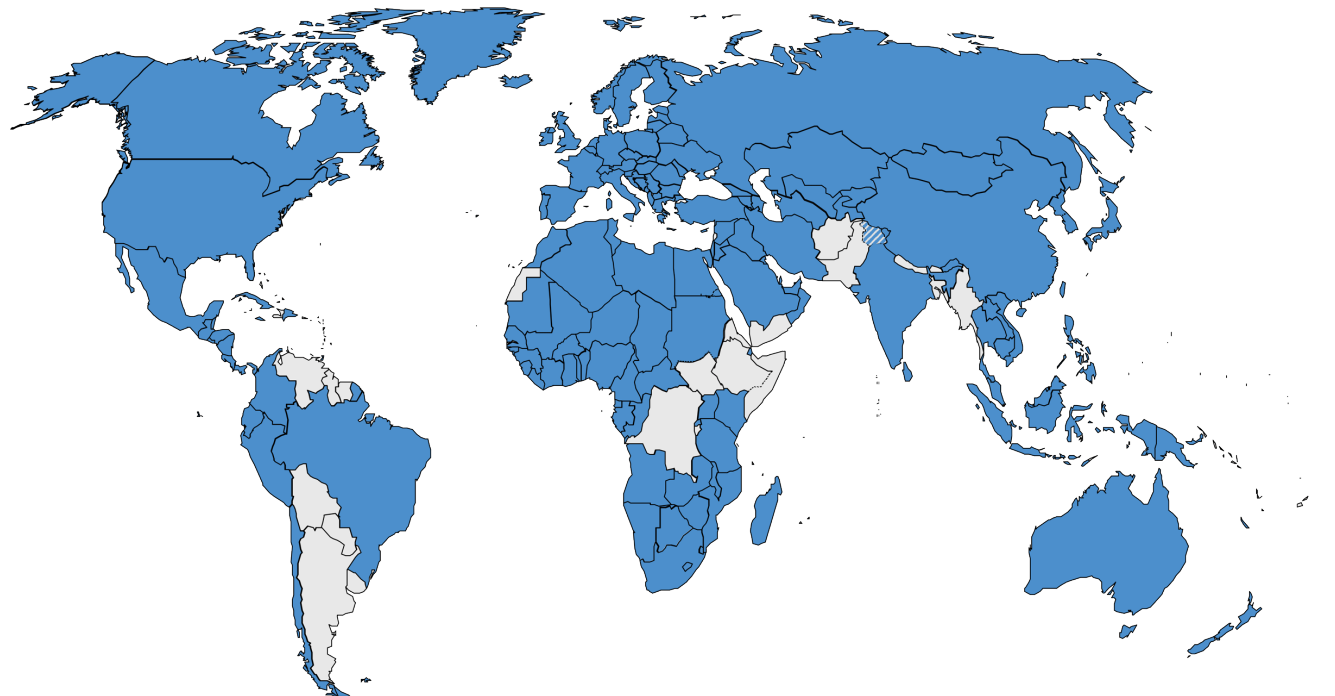
出願公開

# 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）とは

PCTは、特許の分野における国際的な協力についての条約

⇒ 1つの出願により、多くの国々で、同時に、発明の特許保護を求めることが可能となる。

PCT発効：1978年1月 締約国：158か国（2025年10月1日現在） 日本の加盟：1978年10月



(出典) WIPO

1

はじめに - 海外展開における知財取得の重要性 -

2

**PCT国際出願制度の特徴・メリット**

3

**PCT 国際出願の主な手続・流れ**

- (1) 出願書類を準備して提出する
- (2) 出願に対する国際調査の結果を受け取る
- (3) 出願が国際公開される
- (4) [必要に応じて] 国際予備審査を請求する
- (5) 国内移行する国を決めて手続を行う

# PCT国際出願制度の特徴・メリット

**メリット①**  
簡素な出願手続で  
全PCT締約国での出願日を確保

**メリット②**  
特許性判断の参考となる  
調査結果を得ることができる

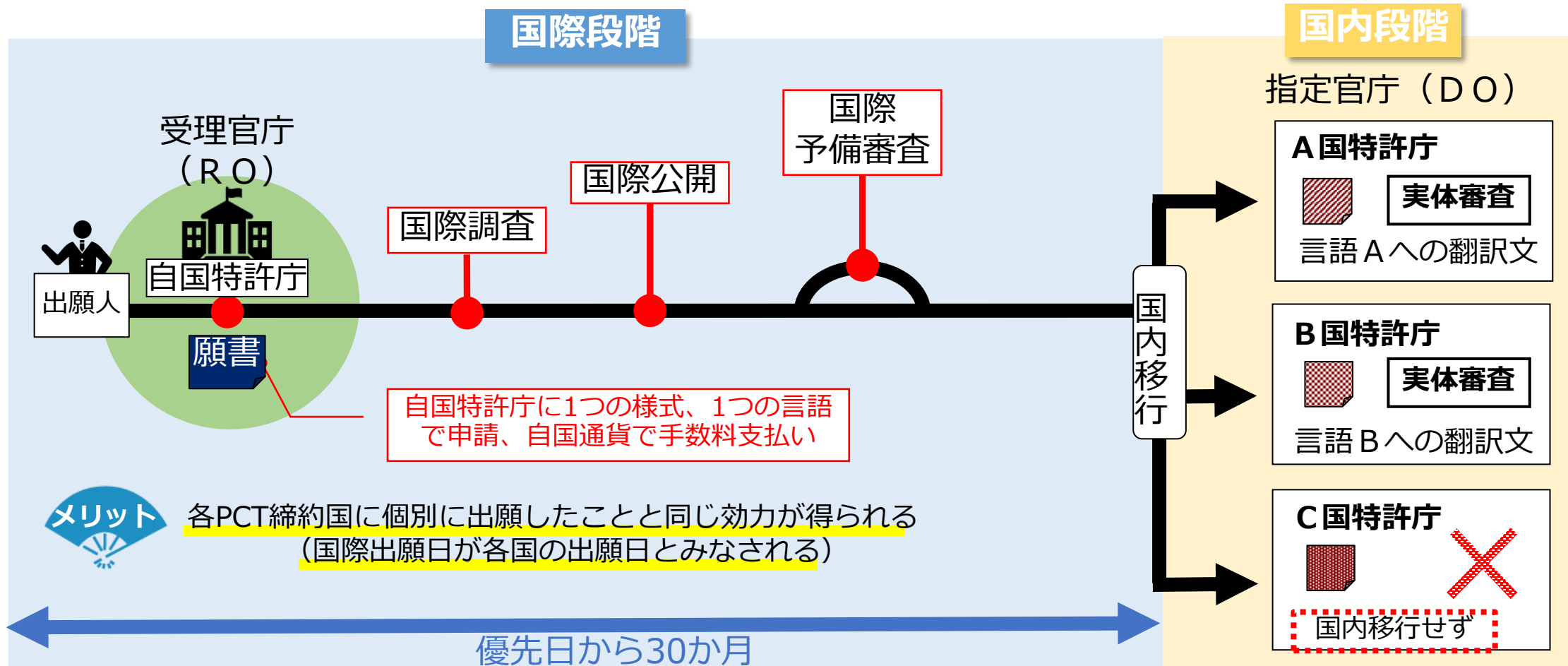
**メリット③**  
各国への移行判断を  
原則30か月猶予可能

発明

# PCT国際出願制度の特徴・メリット①

簡素な出願手続で全PCT加盟国での出願日を確保 <出願手続の合理化+簡素化>

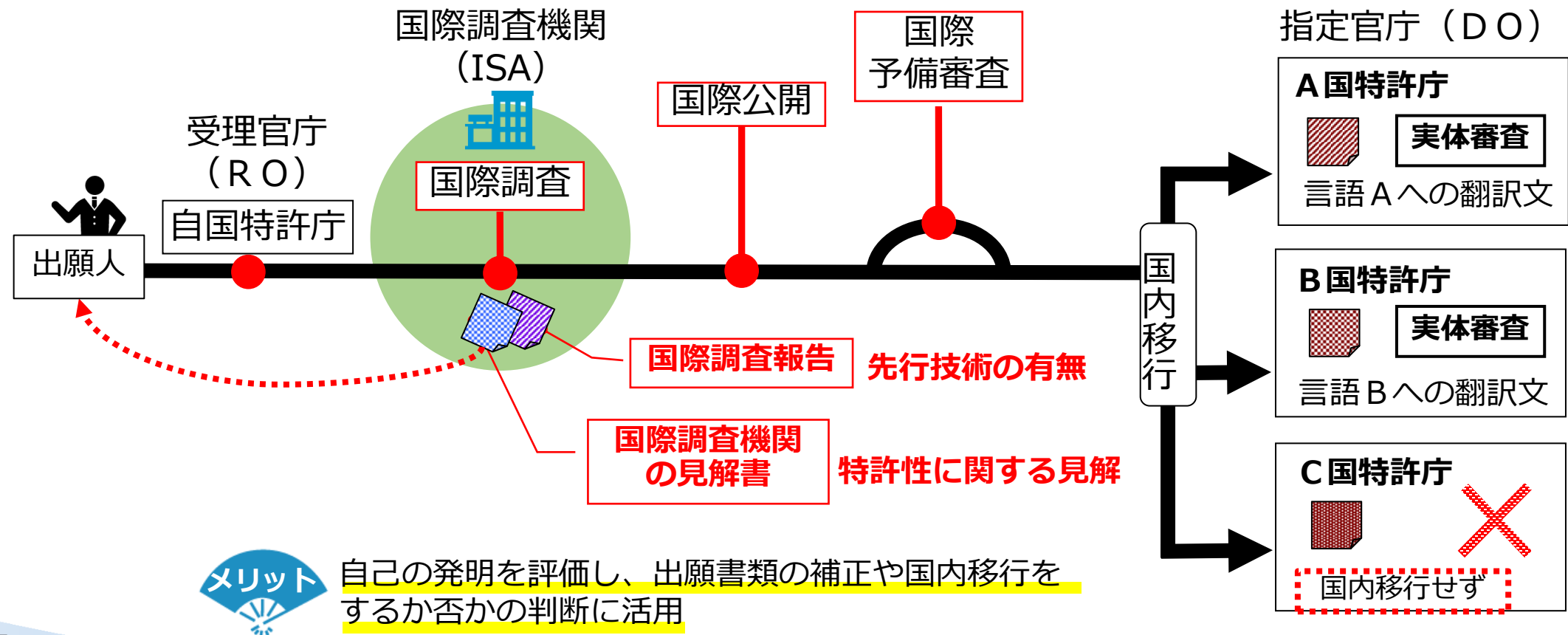
- 複数国への出願の最初の手続が簡便にでき、負担が少ない



# PCT国際出願制度の特徴・メリット②

特許性判断の参考となる調査結果を得ることができる <国際調査>

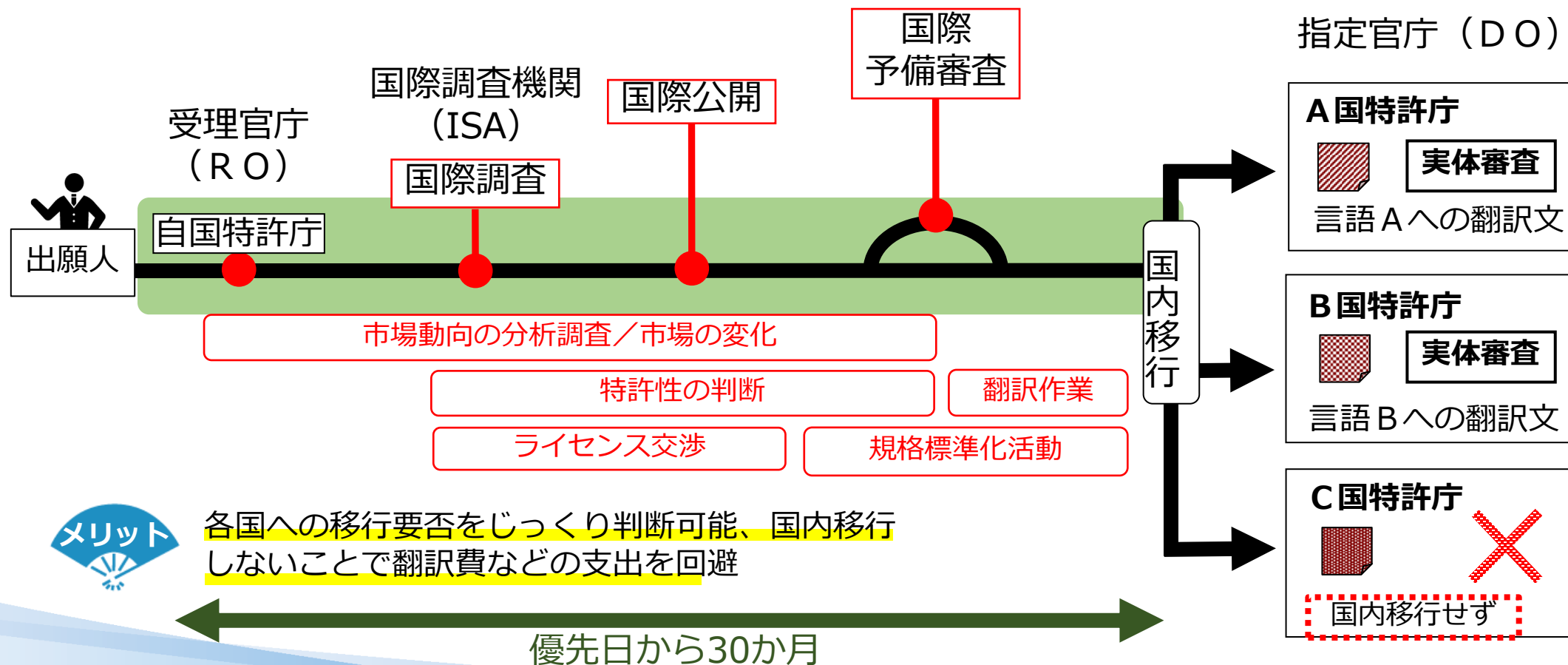
- 出願された発明について、先行技術の有無や特許性（新規性・進歩性・産業上の利用可能性）に関する審査官の見解が出願人に提供される



# PCT国際出願制度の特徴・メリット③

各国への国内移行手続は、原則30か月以内 **<時間的猶予>**

- 特許性の判断や市場動向の分析などを踏まえつつ、実際に権利を取得する国を決定し、翻訳文を作成するための時間を確保  
※ 優先日（優先権主張がない場合には出願日）から原則30か月



1

はじめに - 海外展開における知財取得の重要性 -

2

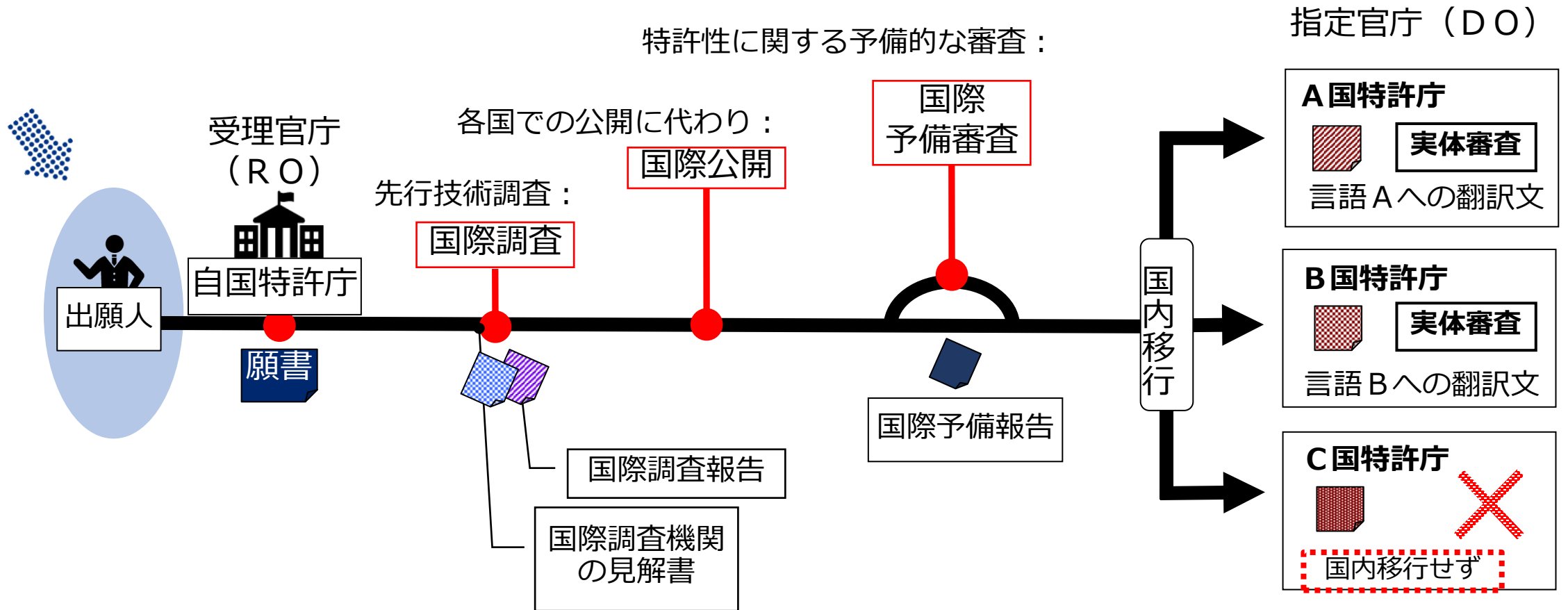
PCT国際出願制度の特徴・メリット

3

**PCT 国際出願の主な手続・流れ**

- (1) 出願書類を準備して提出する
- (2) 出願に対する国際調査の結果を受け取る
- (3) 出願が国際公開される
- (4) [必要に応じて] 国際予備審査を請求する
- (5) 国内移行する国を決めて手続を行う

# (1) 出願書類を準備して提出する① - 出願人 -



# JPOを受理官庁（RO/JP）としてPCT国際出願する場合の要件

## a) 出願人適格（RO/JPに出願できる者）

日本国民 又は 日本国内に住所若しくは居所を有する外国人

※法人の場合、日本国内の法律に従って設立された法人、又は日本国内に営業所を有する法人

※出願人が複数いる場合、出願人適格のある者が1人でも含まれていれば可

※出願人適格のある者が在外者のみである場合、日本に居住地を持つ代理人が必要

## b) 出願の言語

日本語 又は 英語

## c) 出願の構成

願書（共通様式PCT/RO/101）、明細書、請求の範囲、要約

及び要すれば図面

# PCT国際出願書類（イメージ）

<b>特許協力条約に基づく国際出願 願 書</b>		受理官庁記入欄
出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。		国際出願番号 国際出願日 (受付印) 出願人又は代理人の事務記号(希望する場合、最大12桁) WO20XX000123
<b>第I欄 発明の名称</b> ハンドスキャナ		
<b>第II欄 出願人</b> <input type="checkbox"/> この欄に記載した者は、発明者でもある。 氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；法人は正式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表が無い場合、この欄に表示されるあて名が、出願人の住所(国名)として扱われる。) 株式会社東京製作所 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan		
		電話番号： 03-3581-1101 ファクシミリ番号： 03-8765-4321 出願人登録番号： 987654321
電子メールの使用の承諾 受理官庁、国際調査機関、国際事務局又は国際予審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にはこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する連絡や内容とする情報を送信することを承諾するときは、以下のいずれかに印を付す。 <input type="checkbox"/> 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 電子メールによる通知のみを希望する(書面による通知の送付は希望しない)。 電子メールアドレス		
国籍(国名)： <b>日本国 JAPAN</b>	住所(国名)： <b>日本国 JAPAN</b>	
この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である。 <input checked="" type="checkbox"/> すべての指定国 <input type="checkbox"/> 指定欄に記載した指定国		
<b>第III欄 その他の出願人又は発明者</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他の出願人又は発明者が続欄に記載されている。		
<b>第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名</b> 次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 共通の代表者 氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；法人は正式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載) 国際 太郎 KOKUSAI Taro 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan		
		電話番号： 03-1234-5678 ファクシミリ番号： 03-1234-5678 代理人登録番号： 123456789
電子メールの使用の承諾 受理官庁、国際調査機関、国際事務局又は国際予審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にはこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する連絡や内容とする情報を送信することを承諾するときは、以下のいずれかに印を付す。 <input type="checkbox"/> 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 電子メールによる通知のみを希望する(書面による通知の送付は希望しない)。 電子メールアドレス <b>kokusa_taro@jpo.go.jp</b>		
<input type="checkbox"/> 通知のためのあて名 代理人又は共通の代表者が指定されておらず、上記欄(II)時に通知が送付されるあて名を記載している場合は、印を付す。		

株式会社PCT/RO/101 (第1用紙) (2019年7月) 願書の審査依頼

1  
明 細 書

5  
発明の名称  
ハンドスキャナ

技術分野  
本発明は、発光位置の観測機能が必要なハンドスキャナに関するものである。

背景技術  
10 イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、Fロジ用のロコRの入力部として実用に使われている。  
実用のハンドスキャナロコRは、ロコR-BフォントサイズIなど、比較的小さいサイズの文字のみを入力して検知するものである。文字の上下方向の観測検知は、手のゆがみを考慮して文字の高さの2倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は検知と検知部分の幅を極力狭くして発光位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。

15  
しかし、本発明は、

20  
請求の範囲  
[請求項1]  
レンズ系を介して書面からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主発光を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副発光を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装設され、その受光面が書面と平行に直交してセンサ列方向に直交した光軸面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング1の被覆側面に主発光する。

6  
請求の範囲

[請求項1]  
レンズ系を介して書面からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主発光を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副発光を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装設され、その受光面が書面と平行に直交してセンサ列方向に直交した光軸面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング1の被覆側面に主発光する。

7  
要約書

5  
書面に直交方向に平行して傾斜した光軸で受光することで、書面の発光位置またはその直前(直後)を常に目視可能とする。  
レンズ系を介して書面2からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主発光を行い、書面2を被覆したハウジング1を手送り移動することで副発光を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング1内の上部に装設され、その受光面が直交方向に平行になるように設定された1次元イメージセンサと、書面2に直交してセンサ列方向に平行に傾斜し、かつ該センサ列方向に直交した光軸面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング1の被覆側面に主発光する。

# 受理官庁（RO/JP）への出願手続の方法

## ①オンライン手続（インターネット出願ソフト）

特許庁が提供している出願ソフトを事前にダウンロードして使用

→インターネット出願ソフトを初めて使用される方は、以下URLをご参照ください

[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1\\_start/index.html](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/index.html)

オンライン出願した場合、¥54,700減額される（2025年10月現在）

24時間365日受付



## ②書面手続（窓口へ提出or郵送）

様式は、WIPO又はJPOのHPからダウンロード可

窓口の受付時間は平日9:00～17:00

郵送の場合、書類が特許庁に到着した日が受付日（到達主義）

# PCT国際出願時に必要な手数料 (2025年10月1日現在)

PCT国際出願のためには、①送付手数料、②調査手数料、③国際出願手数料

を受理官庁に納付することが必要

RO/JPに出願する場合の手数料 ※出願の言語などにより金額は異なる

①送付手数料			¥17,000
②調査手数料 ※ISAにより異なる	日本国特許庁	日本語	¥143,000
		英語	¥169,000
	欧州特許庁	英語	¥317,600
	シンガポール知的所有権庁	英語	¥264,000
	インド特許庁	英語	¥17,600 ※個人の場合 ¥4,400
③国際出願手数料	a 国際出願の用紙の枚数が30枚まで		¥242,700
	b 30枚を超える用紙1枚につき		¥2,700
	c オンライン出願した場合の減額		-¥54,700

※  
例えば、日本語で出願する場合の手数料額は黄色部分

<試算>

国際出願の用紙が40枚の日本語によるPCT国際出願を日本国特許庁にオンライン出願する場合、

- ① 17,000円
- ② +143,000円
- ③a. +242,700円
- ③b. + 27,000円 (2,700円×10枚)
- ③c. - 54,700円

計 375,000円 の手数料が必要



■ 中小企業やスタートアップ企業、大学などが日本語でPCT国際出願を行う場合、必要な手続を行うことで、料金が安くなる支援策がある

# 中小企業・大学などを対象とした手数料の軽減・支援措置①

**中小企業**や**スタートアップ企業**、**大学**などが、日本語でPCT国際出願を行う場合、国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置により、**手数料負担が緩和**されます！

中小企業  
大学

1  
/  
2

小規模企業  
中小スタートアップ企業

1  
/  
3

福島浜通り地域等の  
中小企業※

1  
/  
4

※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業  
(会社・個人事業主・組合・NPO法人)

特許庁

## 軽減措置

対象となる手数料

出願時：**送付手数料**・**調査手数料**

国際予備審査請求時：**予備審査手数料**

(手続時に手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付)

申請方法

願書又は予備審査請求書と**同時に**、軽減申請書を提出してください

※大企業の子会社は基本的に対象外

## 国際出願手数料等支援措置

対象となる手数料

出願時：**国際出願手数料**

国際予備審査請求時：**取扱手数料**

(手続時に手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付)

申請方法

願書又は予備審査請求書と**同時に**、軽減申請書を提出してください

※軽減申請書が添付されていることをもって本支援措置の申告があったものとして取り扱います

※大企業の子会社は基本的に対象外

証明書の提出不要

## 中小企業・大学などを対象とした手数料の軽減・支援措置②

### 【参考】出願時の手数料比較（試算）

#### 試算条件

- ・オンライン出願（出願書類40枚）
- ・日本語出願
- ・日本国特許庁が国際調査を行う
- ・料金は2025年10月現在

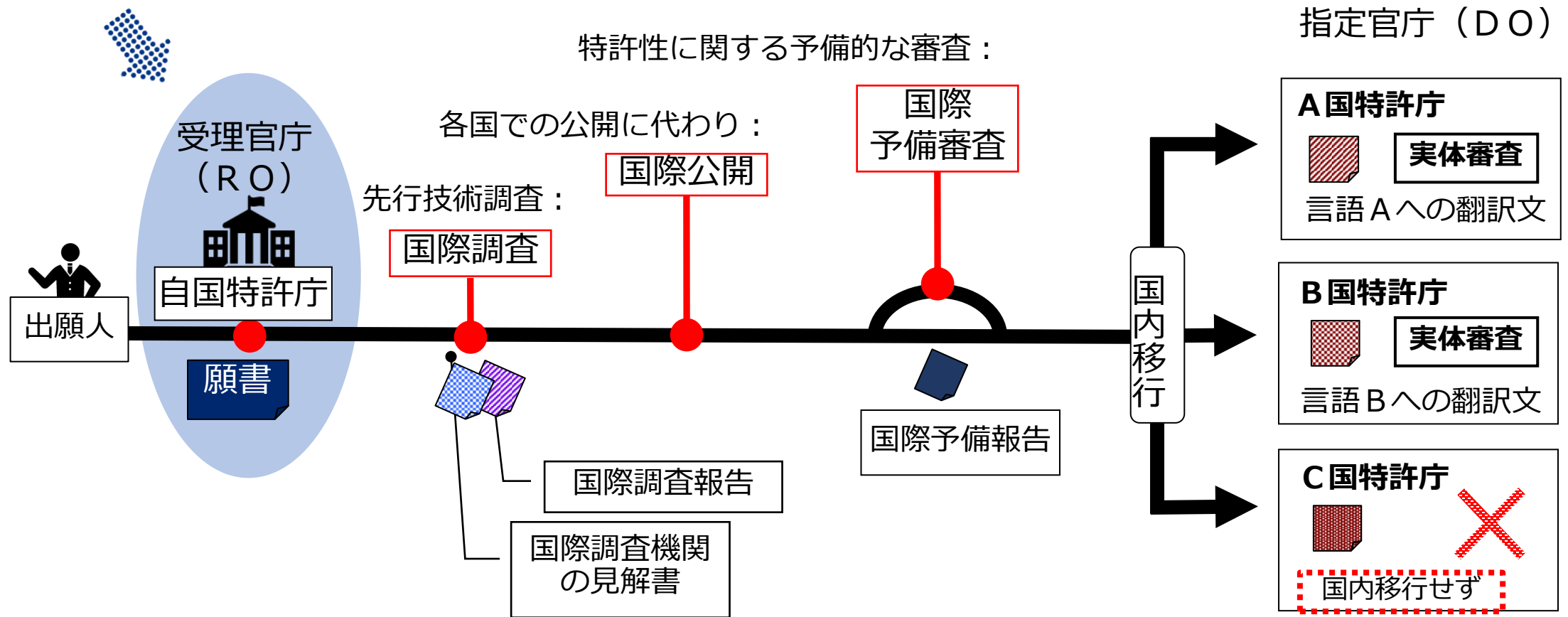
	通常	中小企業 大学	小規模企業 中小スタートアップ 企業	福島浜通りの 中小企業
		1/2の料金負担	1/3の料金負担	1/4の料金負担
①送付手数料	17,000円	8,500円	5,660円	4,250円
②調査手数料	143,000円	71,500円	47,660円	35,750円
③国際出願手数料	215,000円	107,500円	71,670円	53,700円
<b>出願時に支払う額</b>	<b>375,000円</b>	<b>187,500円</b>	<b>124,990円</b>	<b>93,700円</b>

申請書の様式や記載例、具体的な手続の詳細は、特許庁ウェブサイトをご確認ください

国際出願 軽減措置



# (1) 出願書類を準備して提出する② - 受理官庁 -



# 受理官庁による国際出願日の認定

申請されたPCT国際出願は、受理官庁により国際出願日認定要件の確認が行われる

## 国際出願日の認定要件（PCT第11条）

- ①出願人適格の有無
- ②国際出願の作成言語
- ③国際出願をする意思の表示の有無
- ④出願人の氏名（又は名称）の記載の有無
- ⑤明細書であると外見上認められる部分の有無
- ⑥請求の範囲であると外見上認められる部分の有無

これらの要件が受理時に  
満たされている場合

国際出願の受理日を  
国際出願日として認定

これらの要件が満たされていない場合  
受理官庁による補完命令



出願人

- ・補完された場合：  
補完受理日を国際出願日として認定
- ・補完されない場合：  
国際出願として取り扱わない旨を決定

# 受理官庁による国際出願の方式審査

様式上の要件を満たしているか、手数料が納付されているかの方式審査も行われる

様式上の要件（PCT第14条（1））

- ①署名の有無
  - ②出願人に関する所定の記載の有無
  - ③発明の名称の記載の有無
  - ④要約の有無
- など

手数料の徴収（PCT第14条（3））

- 送付手数料、調査手数料、  
国際出願手数料の支払いの有無

※納付期間は、国際出願が受理されてから1月以内

欠ける場合

補正命令

応答期間は補正命令から2か月

支払いがない場合

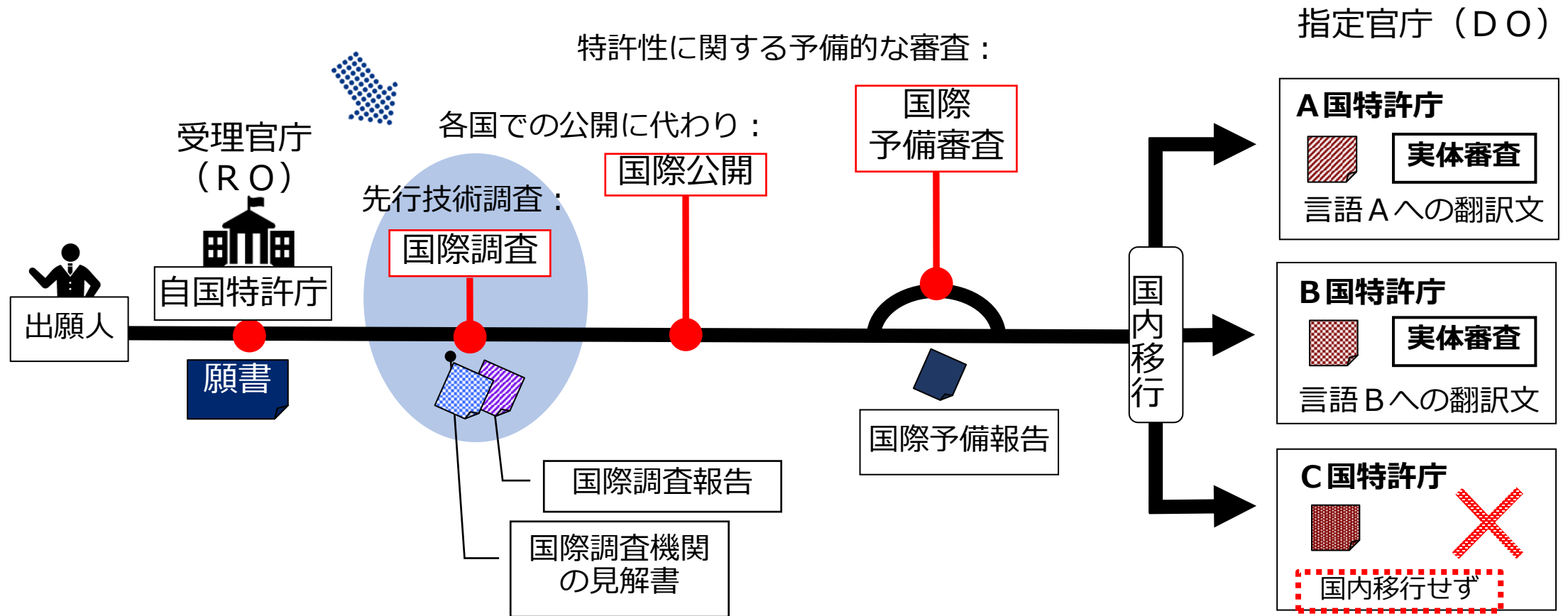
補正命令

応答期間は補正命令から1か月

補正された場合 : 当初認定された**国際出願日は変わらず**  
補正されない場合 : **国際出願は取り下げたものとみなす**旨を決定

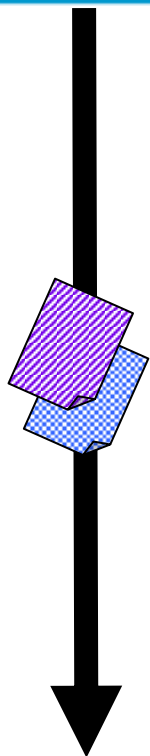
## (2) 出願に対する国際調査の結果を受け取る

国際出願日が認定され、方式審査の終わったPCT国際出願に対して『国際調査』が行われる



# 国際調査①

国際調査機関 (ISA) 出願した受理官庁・言語により選べるISAが異なる



## ■ 国際調査機関として稼働している特許庁 (25機関) ※2025年10月現在

日本、オーストリア、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、エジプト、欧州特許庁、スペイン、フィンランド、イスラエル、インド、韓国、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、スウェーデン、シンガポール、トルコ、ウクライナ、米国、北欧特許庁、ヴィシェグラード特許機構、ユーラシア特許庁

## ■ 日本を受理官庁として出願した場合

**日本、欧州特許庁、シンガポール、インド**の中から選択 (※日本以外は英語出願の場合のみ)

### 1. 国際調査報告 (ISR)

- ・ 国際調査機関は、国際出願の請求の範囲について、**関連のある先行技術**(国際出願日以前に公知となった技術)を調査する
- ・ 国際調査報告には、分類・関連する技術に関する文献、発明の単一性に関する注釈などを記載する

### 2. 国際調査機関の見解書 (WOSA)

**特許性**(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)を満たしているかの見解が示される

■ 国際調査機関は、調査用写しの受領から3か月または優先日から9か月のどちらか遅い日までにISRとWOSAを作成 →出願人に送付される

# 国際調査報告の一部（イメージ）

具体的にどのようなことが記載されているのか？

発明の属する分野の  
国際特許分類（IPC）

調査を行った分野 など

引用文献欄

先行技術調査によって  
発見された文献を列記

国際調査の完了日

ISRの発送日

国際調査を行ったISA

担当審査官

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 5 / 9 9 9 9 9 9
A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC）） Int.Cl. H04M3/00(2006.01)i		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC）） Int.Cl. H04M3/00		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの		
日本国実用新案公報	1922-1996年	
日本国公開実用新案公報	1971-2005年	
日本国実用新案登録公報	1996-2005年	
日本国登録実用新案公報	1994-2005年	
国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語） WPI & キーワード：lithium, battery, mobile		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2010-55555A（有限会社××）	1-7
Y	2010.07.15, 段落 [0026] - [0030], 図 7	9-10
A	& US 2010/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 図 7 & EP 9988776 A1 & WO 2010/876543 A1	11-20
Y	JP 8-799999 A（××インコーポレイテッド） 1996.06.25, 段落 [0040] - [0050], 図 1 & CN 8999999 A & KR 10-0699999 B1	9-10
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。		<input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す） 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願		の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献
国際調査を完了した日	25. 04. 2015	国際調査報告の発送日
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区蔵が関三丁目4番3号		特許庁審査官（権限のある職員） 新崎 純 電話番号 03-3581-1101 内線 ××××
様式PCT/ISA/210（第2ページ）（2015年1月）		

# 国際調査機関の見解書の一部（イメージ）

## 見解

各請求項について  
新規性、進歩性、産業上の  
利用可能性の有無を表示

## 引用文献の表示

（国際調査報告と同様の内容）

## 説明

新規性などを有する又は  
有しないと判断する理由を記載

- 新規性又は進歩性を否定する場合、根拠となる先行技術の技術内容を具体的に記載
- 新規性及び進歩性を肯定する場合、根拠となる先行技術との関係に言及しつつ、判断した根拠を具体的に記載

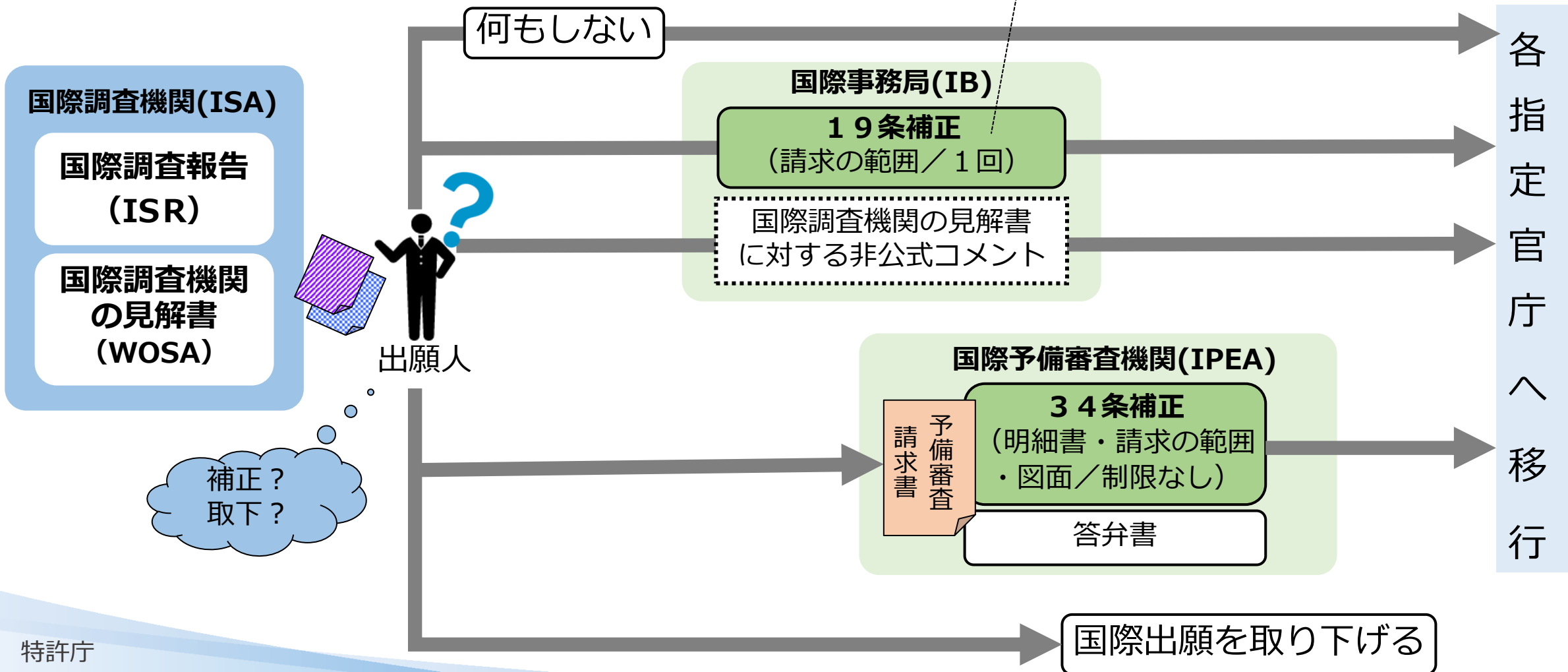
国際調査機関の見解書		国際出願番号 PCT/JP2015/999999	
第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、 それを選付る文献及び説明			
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	9-20	有
	請求項	1-7	無
進歩性 (IS)	請求項	14-20	有
	請求項	1-7, 9-13	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-7, 9-20	有
	請求項		無
2. 文献及び説明			
文献 1: JP 2010-555555 A (有限会社××) 2010.07.15, 段落 [0026] - [0030], 図 7 & US 2010/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 図 7 & EP 9988776 A1 & WO 2010/876543 A1			
文献 2: JP 8-799999 A (××インコーポレイテッド) 1996.06.25, 段落 [0040] - [0055], 図 1 & CN 8999999 A KR 10-0699999 B1			
文献 3: JP 3333333 U (××産業株式会社) 2014.01.16, 段落 [0006] - [0016], 図 1-2 (ファミリーなし)			
文献 4: US 2014/777777 A1 (JHONSON) 2014.02.20, 段落 [0010] - [0020], 図 1 & JP 2014-777777 A			
文献 5: 日本国実用新案登録出願 4-12222 号 (日本国実用新案登録出願公開 5-23333 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (××工業株式会社) 1993.10.19, 全文, 図 1-3 (ファミリーなし)			
請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。 文献 1 には、・・・と判断する実施例が示されている (段落 [0053]-[0057] 参照)。			
請求項 2 に係る発明は、・・・			
請求項 3 に係る発明は、・・・			

## 国際調査②

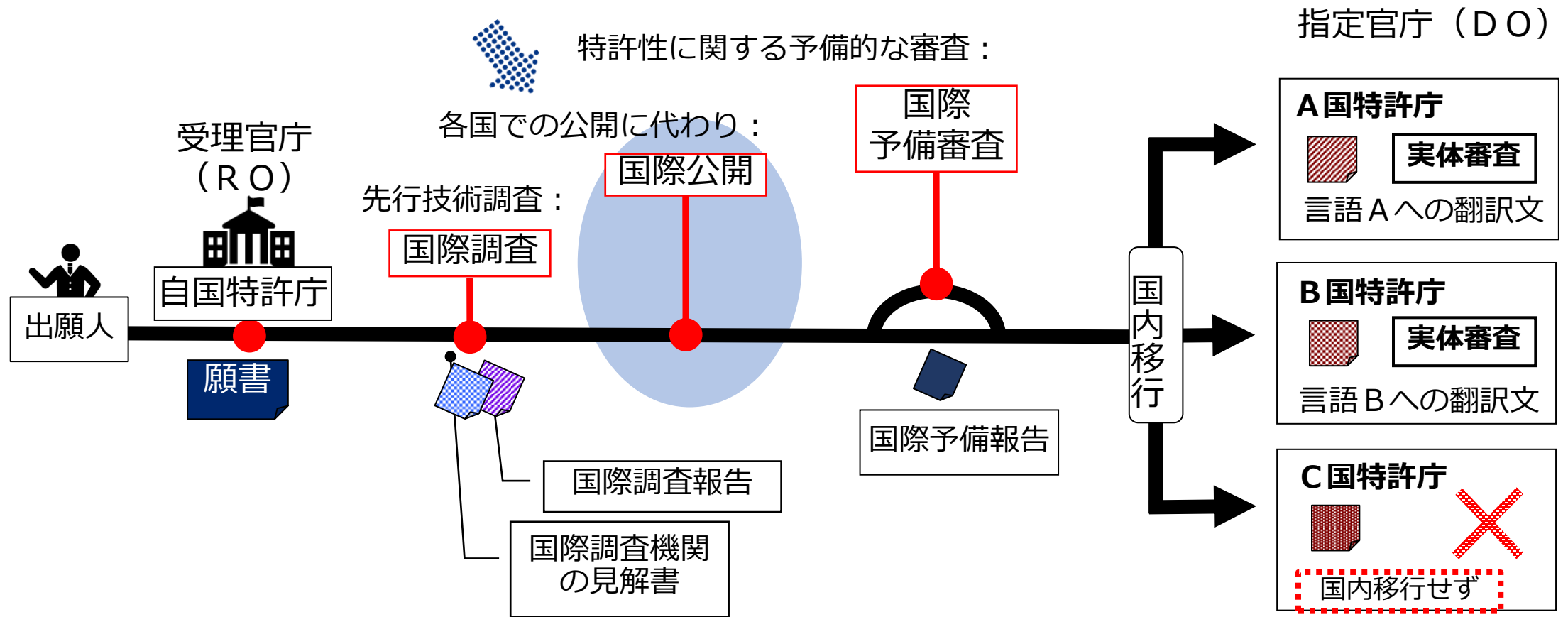
国際調査報告・国際調査機関の見解書に対する出願人の対応

<請求期限>

国際調査報告の送付日から2か月又は  
優先日から16か月のどちらか遅い日まで



### (3) 出願が国際公開される



# 国際公開

PCT国際出願は、**優先日から18か月経過後**、WIPO国際事務局（IB）により、すみやかに公開される

## 国際公開の構成

- 書誌事項と要約を掲載したフロントページ
- 明細書、請求の範囲、図面
- 国際調査報告
- 請求の範囲に対する条約 19 条補正の内容

## 国際公開言語

- ・ **日本語**    ・ 英語            ・ 中国語            ・ フランス語
- ・ ドイツ語    ・ ロシア語        ・ スペイン語        ・ アラビア語
- ・ 韓国語        ・ ポルトガル語

※日本語のPCT国際出願は、日本語のまま公開される

※**発明の名称、要約、図面、国際調査報告には英訳が添付される**

※国際公開は、WIPO国際事務局のウェブサイト(パテントスコープ) から閲覧・入手可能

<https://patentscope2.wipo.int/search/ja/search.jsf>

**パテントスコープ** で検索

# パテントスコープ (PATENTSCOPE) ① PCTの国際公開

**国際公開は、原則、毎週木曜日にパテントスコープ上で行われる**

WIPO

IP Portal

ヘルプ ▾ 日本語 ▾ IP Portal ログイン

ホーム > PATENTSCOPE > 検索

## PATENTSCOPE 簡易検索

PATENTSCOPE は WIPO が提供する特許データベース検索サービスです。公開されている PCT 国際出願 492 万件をはじめ、合計 1.18 億件の特許文献を検索できます。データ収録範囲

最新の PCT 公開 31/2024 (2024年8月2日) はこちらからご覧いただけます。次回の PCT 公開 (予定): 32/2024 (2024年8月8日) 詳細

PATENTSCOPEの最新情報や最新機能をご確認ください。

PATENTSCOPE ライブ チャット: 毎週 月曜日 21:00 ~ 01:00 (JST)

検索フィールド  
表紙 (フロント ページ)

検索用語

検索

ご意見送信 検索 ▾ 閲覧 ▾ ツール ▾ 設定

- 簡易検索
- 詳細検索
- 構造化検索
- 多言語検索拡張 (CLIR)
- 化学化合物 (ログインが必要です)

検索式例

(出典) WIPO

# パテントスコープ (PATENTSCOPE) ② PCTの国際公開

書誌事項と要約を掲載したフロントページ

## 9. WO2024156479 - CENTRALISED TEMPERATURE MANAGEMENT MODULE OF A BATTERY SYSTEM

PCT 書誌情報 明細書 請求の範囲 図面 ISR/WOSA/A17[2][a] 国内段階 更新情報 書類

第三者情報を提供 パーマリンク 自動翻訳

### 公開番号

WO/2024/156479

### 公開日

02.08.2024

### 国際出願番号

PCT/EP2024/050008

### 国際出願日

02.01.2024

### IPC

B60H 1/00 2006.1 B60K 11/00 2006.1

### 出願人

VALEO SYSTEMES THERMIQUES (FR)/(FR)  
8 rue Louis Lormand La Verrière  
78320 Le Mesnil-Saint-Denis  
フランス

### 発明者

GAMEIRO, Mickael  
ODILLARD, Laurent  
MBAYE, Mamadou  
NOWAKOWSKI, Adrian

### 代理人

VALEO SYSTEMES THERMIQUES  
8 rue Louis Lormand La Verrière  
78320 Le Mesnil-Saint-Denis  
フランス

### 優先権情報

FR2300678 25.01.2023 FR

### 公開言語 (言語コード)

フランス語 (fr)

### 出願言語 (言語コード)

フランス語 (fr)

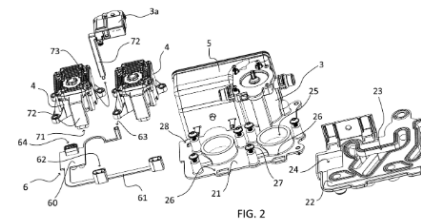
### 指定国 (国コード)

すべて表示

国際事務局に記録されている最新の書誌情報

### 発明の名称

[EN] CENTRALISED TEMPERATURE MANAGEMENT MODULE OF A BATTERY SYSTEM  
[FR] MODULE CENTRALISE DE GESTION DE TEMPERATURE DE SYSTEME DE BATTERIES



### 要約

[EN] The invention relates to a centralised temperature management module (1), comprising: electromechanical components with fluidic function, including at least an electromagnetic valve (4) and a pump (3); channels (23) for the circulation of cooling liquid produced in a support plate (2) of the components with fluidic function; and a controller (6) for managing the operation of the components with fluidic function, for which the support plate (2) includes an upper cover (21), provided with housings for receiving mechanical parts (3b, 4b) of the electromechanical components with fluidic function, and a lower cover (22), the circulation channels (23) being made between the lower cover and the upper cover, at least partially recessed in the lower cover on the side facing the upper cover, the module including a printed circuit (60) carrying electronics of the controller (6) arranged between the lower cover (22) and the upper cover (21), the printed circuit including extensions (61) that bypass the circulation channels (22), provided with connection tracks and equipped with first electrical connectors (62, 63) passing through openings (26) of the upper cover (21), the first electrical connectors being intended to receive first complementary electrical connectors (71, 72) derived from the electromechanical components with fluidic function (3, 4).

[FR] Module centralisé (1) de gestion de température comprenant: des composants électromécaniques à fonction fluidique, comportant au moins une vanne électromagnétique (4), et une pompe (3), des canaux (23) de circulation de liquide de refroidissement réalisés dans une platine support (2) desdits composants à fonction fluidique, et un contrôleur (6) de gestion du fonctionnement desdits composants à fonction fluidique, pour lequel ladite platine support (2) comporte un capot supérieur (21) pourvu de logements de réception de parties mécaniques (3b, 4b) desdits composants électromécaniques à fonction fluidique et un capot inférieur (22), les canaux de circulation (23) étant réalisés entre le capot inférieur et le capot supérieur au moins en partie en creux dans le capot inférieur côté capot supérieur, ledit module comportant un circuit imprimé (60) porteur d'une électronique du contrôleur (6) disposé entre lesdits capot inférieur (22) et capot supérieur (21), ledit circuit imprimé comportant des extensions (61) contournant les canaux de circulation (22), pourvus de pistes de connexion et munies de premiers connecteurs électriques (62, 63) traversant des ouvertures (26) du capot supérieur (21), lesdits premiers connecteurs électriques étant destinés à recevoir des premiers connecteurs électriques complémentaires (71, 72) issus desdits composants électromécaniques à fonction fluidique (3, 4).

# パテントスコープ (PATENTSCOPE) ② PCTの国際公開

## 公開されたPCT国際出願の内容

### 9. WO2024156479 - CENTRALISED TEMPERATURE MANAGEMENT MODULE OF A BATTERY SYSTEM

PCT 書誌情報 明細書 請求の範囲 図面 ISR/WOSA/A17[2][a] 国内段階 更新情報 **書類**

第三者情報を提供 パーマリンク

国際出願ステータス			
日付	書類名	表示	ダウンロード
05.08.2024	国際出願ステータスレポート	HTML  PDF  XML	PDF  XML
公開された国際出願			
日付	書類名	表示	ダウンロード
02.08.2024	最初の国際公開 [ISR 含む] [A1 31/2024]	PDF 25 p.	PDF 25 p.  ZIP XML + TIFFs
調査及び審査関連書類			
日付	書類名	表示	ダウンロード
02.08.2024	[ISA/210] 国際調査報告	PDF 4 p.	PDF 4 p.  ZIP XML + TIFFs  XML FullText
02.08.2024	[ISA/237] 国際調査機関の見解書	PDF 5 p.	PDF 5 p.  ZIP XML + TIFFs  XML FullText
02.08.2024	調査方法	PDF 1 p.	PDF 1 p.  ZIP XML + TIFFs
02.08.2024	国際調査報告の翻訳文	PDF 2 p.	PDF 2 p.  ZIP XML + TIFFs  XML FullText

# パテントスコープ (PATENTSCOPE) ③ 検索機能も充実

## PATENTSCOPE 構造化検索

検索オペレータ及び	検索フィールド	値
検索オペレータ及び	表紙 (フロントページ)	値
検索オペレータ及び	検索フィールド	値
検索オペレータ及び	PCT 国際公開番号 (WO 番号)	値
検索オペレータ及び	出願人住所 (国コード)	値
検索オペレータ及び	出願人国籍 (国コード)	値
検索オペレータ及び	出願人情報	値
検索オペレータ及び	出願人氏名 (名称)	値
検索オペレータ及び	出願日	値
検索オペレータ及び	出願番号	値
検索オペレータ及び	出願言語 (言語コード)	値
検索オペレータ及び	刊行物	値
検索オペレータ及び	化学	値
検索オペレータ及び	国内公開番号 (曖昧でない特定の番号)	選択
検索オペレータ及び	国内出願番号 (曖昧でない特定の番号)	特定せず
検索オペレータ及び	国内段階の官庁コード-国内段階移行日	
検索オペレータ及び	国内段階出願番号	<input type="checkbox"/>
検索オペレータ及び	国内段階情報	
検索オペレータ及び	国内段階移行日	
検索オペレータ及び	国内段階移行種別	
検索オペレータ及び	国名 (国コード)	
検索オペレータ及び	国際予備審査 (IPE)	
検索オペレータ及び	国際特許分類	
検索オペレータ及び	国際特許分類 [メイン]	

(構造化検索)  
各種番号や氏名などの書誌情報による照会に加えて、  
技術用語による明細書や請求の範囲の検索も可能

400万件以上のPCT出願をはじめ  
1億件以上の国内・広域特許  
出願を同時検索可能

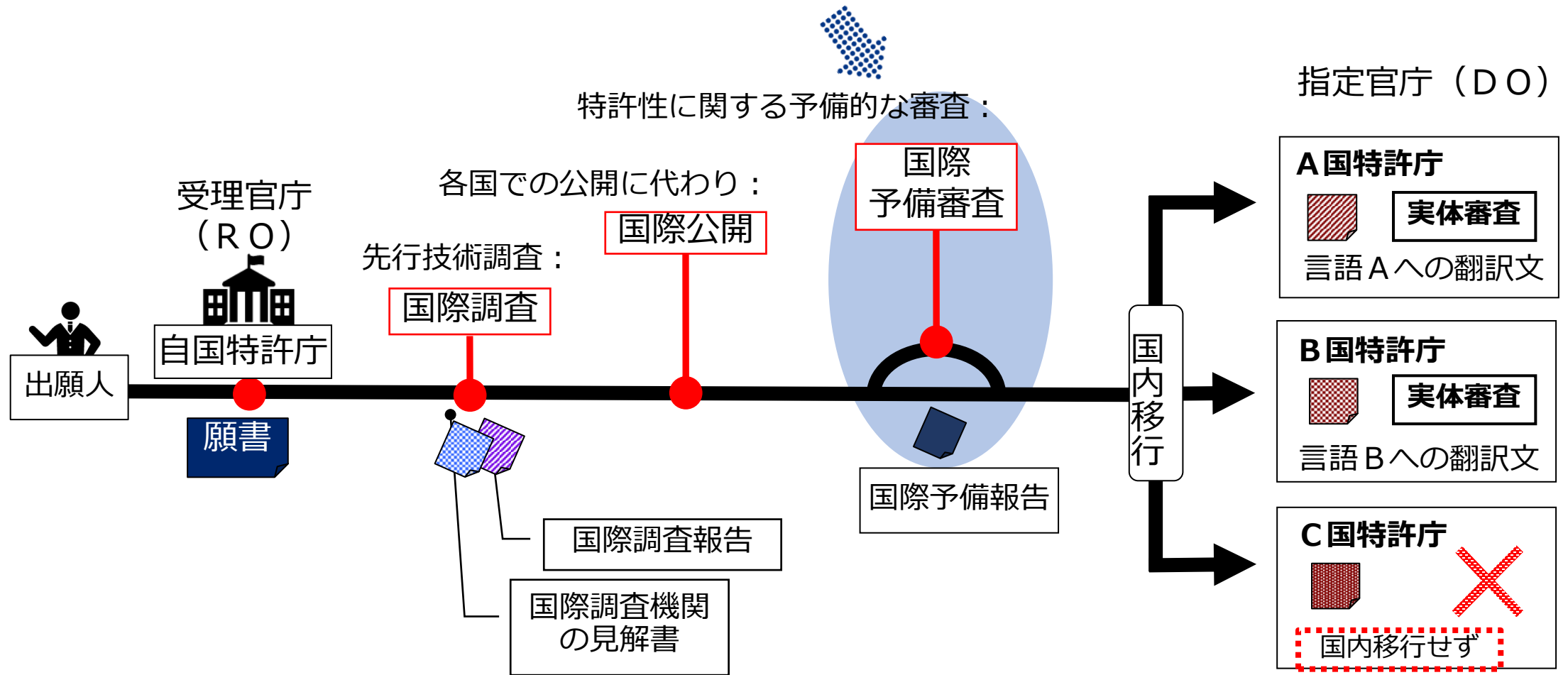
## PATENTSCOPE 多言語検索拡張 [CLIR]

検索用語 *	
検索言語 *	日本語
検索用語の言語 (検索言語)	
拡張モード:	<input checked="" type="radio"/> 拡張モード (自動) <input type="radio"/> 拡張モード (手動)
<small>技術分野、類義語、翻訳目的言語、検索フィールドなどを手動で指定する際には、[手動] モードを選択してください。</small>	
<small>検索の拡張に用いられる類義語について、関連性 (適合性) を指定します。関連性 (適合性) を [最高] に設定した場合、関連性の高い類義語のみを含めた検索が行われます。[最低] に設定した場合には、関連性の低い類義語も含めた範囲の広い検索が行われます。</small>	
<input type="button" value="検索"/>	

(多言語検索拡張)  
・ PCTの明細書及び請求の範囲の  
Google翻訳による即時翻訳  
・ 80官庁以上の国内段階移行情報  
・ 多言語検索機能 (CLIR)

## (4) [必要に応じて] 国際予備審査を請求する

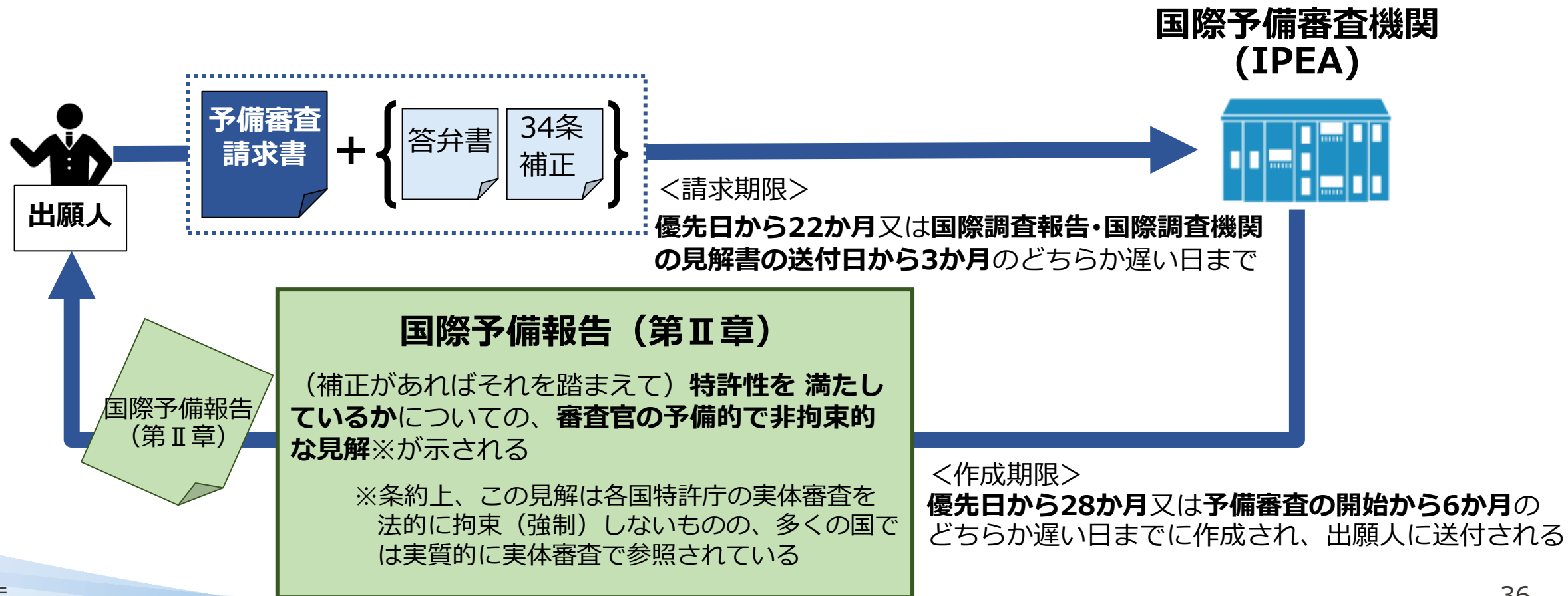
国際予備審査：発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、予備的かつ拘束力のない見解を示す



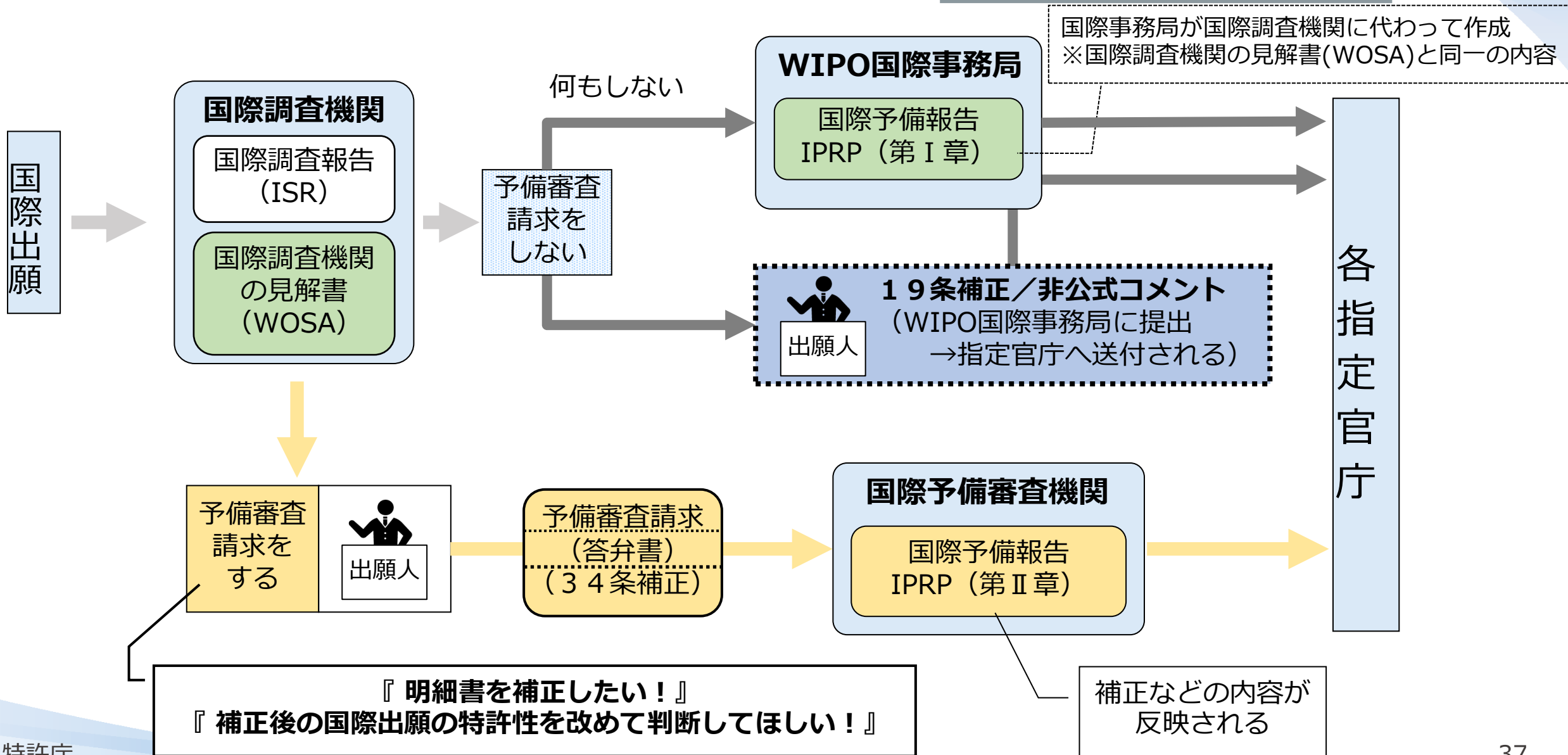
# 国際予備審査（出願人の任意手続）①

## 国際予備審査を請求するメリット

- ◆ 国際調査機関の見解書を受けて明細書などの補正（34条補正）ができる
- ◆ 補正後の国際出願の特許性について、改めて判断してもらえる
- ◆ 審査官との意見交換（対話）ができる



# 国際予備審査（出願人の任意手続）②



## 国際予備審査請求時に必要な手数料（2025年10月1日現在）

国際予備審査請求時には、①**予備審査手数料**、②**取扱手数料**を  
国際予備審査機関に納付する必要がある

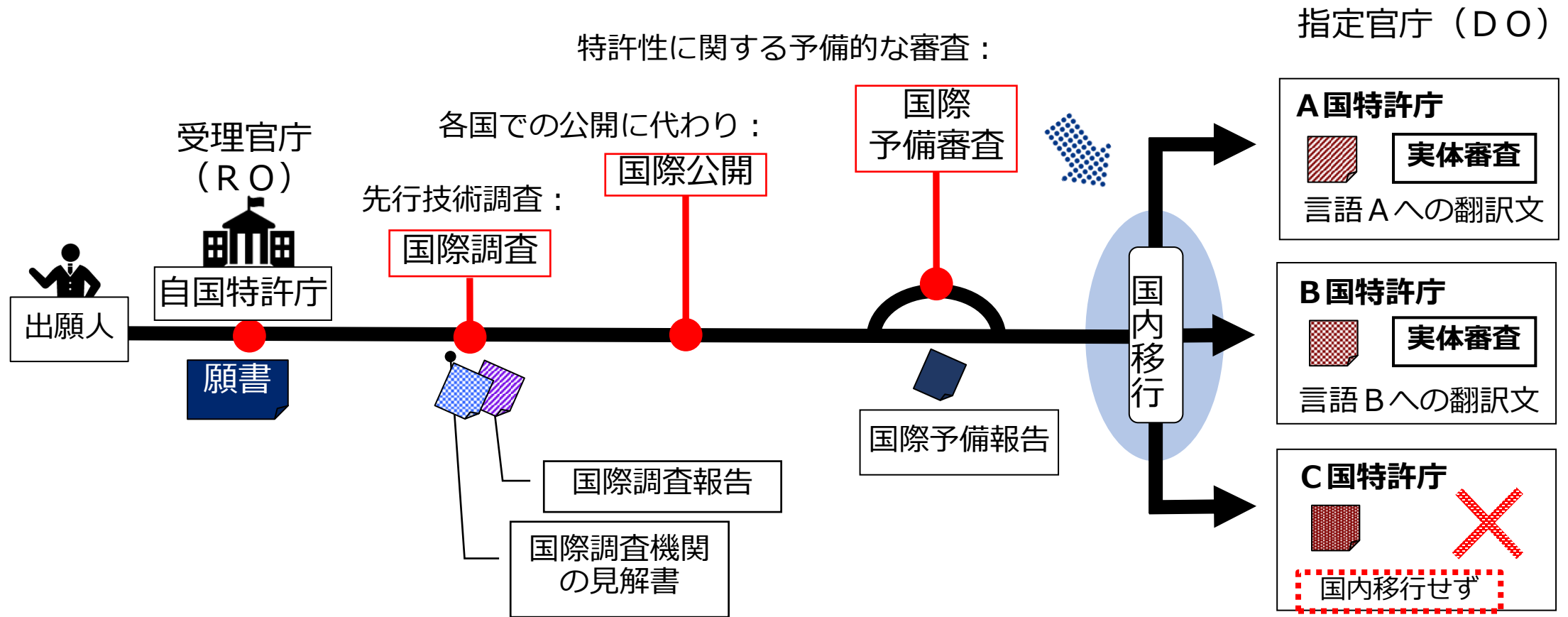
日本国特許庁をIPEAとして国際予備審査請求をする場合の手数料

①予備審査手数料	日本国特許庁	日本語	¥34,000
		英語	¥69,000
②取扱手数料	予備審査請求1件につき		¥36,500



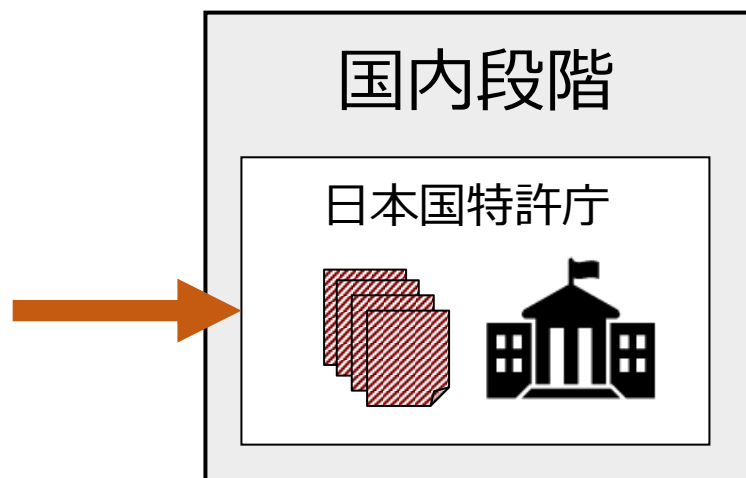
■ 中小企業やスタートアップ企業、大学などが日本語でPCT国際出願を行う場合、必要な手続を行うことで、料金が安くなる支援策がある ※スライド19参照

# (5) 国内移行する国を決めて手続を行う



# 日本国（DO/JP）への国内移行手続の概要

## DO/JPへの国内移行に必要な手続



日本以外の指定国への移行手続については、「PCT出願人の手引き」（次頁参照）の国内段階ページをご確認ください。

### 1. 国内移行の手続期限 優先日から30か月以内

### 2. 国内移行に伴う手続

- ① 「**翻訳文**」の提出（外国語特許出願の場合）  
※期間経過後の提出であっても、その徒過が故意でないときは、救済が認められる
- ② 「**国内手数料**」（14,000円）の納付
- ③ 「**国内書面**」の提出
  - 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 発明者の氏名及び住所又は居所
  - 国際出願番号 など

### 3. 審査請求期限

#### 国際出願日から3年

※国内移行日からではないことに注意

#### 国際調査報告（ISR）があれば審査請求料減額

- JPOがISRを作成した場合は、約40%の減額
- 他庁ISAがISRを作成した場合は、約10%の減額

# (参考) PCT出願人の手引

各国における国際段階・国内段階の手続の概要については、WIPO国際事務局のホームページ内の「PCT出願人の手引 (PCT Applicant's Guide)」で確認することができます。

## WIPO

知財について ▾ 知財データベース・資料 ▾ 知財保護・管理 ▾ 協力・連携 ▾ WIPOについて ▾

ホーム > PCT制度 > PCT 出願人の手引 (2024年4月更新版)

### PCT 出願人の手引 (2024年4月更新版)

「PCT出願人の手引」は、国際段階及び国内段階から構成され、各段階における手続の一般情報を提供する他、各締約国、各広域又は国際機関並びに各指定/選択官庁の詳細な情報を附属書類として提供するものです。

英語版の「PCT出願人の手引」は、国際事務局が受理した情報に基づきほぼ毎週更新されています。同手引の右端欄外に示された縦線は直近の更新箇所を示しています。

日本語版の「PCT出願人の手引」は、年1回(4月)更新される紙形式のものを日本語に翻訳したもので、ハイライトされている「PDF」をクリックすることにより閲覧(印刷不可)することができます。日本語版のご購入を希望される方は以下までお問合せください。

(一社) 日本国際知的財産保護協会 (AIPPI-JAPAN)  
101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-18 フォロ・エムビル2階  
TEL 03-5839-2507 / FAX 03-5839-2686  
E-mail [pub@aippi.or.jp](mailto:pub@aippi.or.jp) / ホームページ <http://www.aippi.or.jp>

最新情報は上述の英語版PCTホームページに掲載されている

[PCT Applicant's Guide](#) (随時更新) にてご確認ください。

- 国際段階の概要
- 国内段階の概要
- 附属書A

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

(日本語) <http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/>

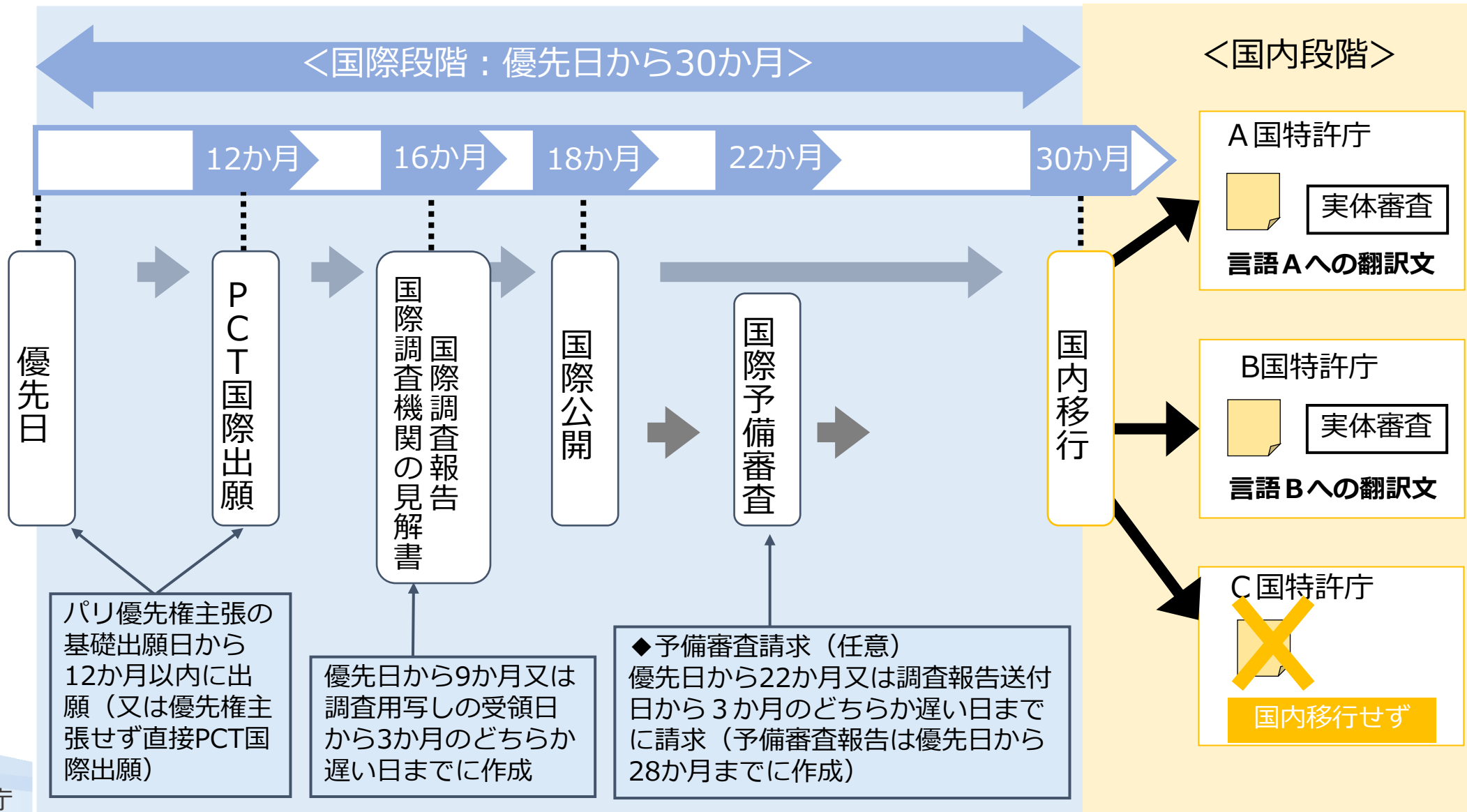
国際段階の概要 PDF										国内段階の概要 PDF
二文字コード	国名(附属書A PDF)・機関名	一般情報	受理官庁	国際調査機関	補充国際調査機関	国際予備審査機関	国名及び二文字コード	生物材料の寄託	国内段階	コード
		B	C	D	SISA	E	K	L		
JM	ジャマイカ	X	X	-	-	-	-	-	X	JM
JO	ヨルダン	X	X	-	-	-	X	X	X	JO
JP	日本国	X	X	X	-	X	X	X	X	JP

国際段階の概要 PDF										国内段階の概要 PDF
二文字コード	国名(附属書A PDF)・機関名	一般情報	受理官庁	国際調査機関	補充国際調査機関	国際予備審査機関	国名及び二文字コード	生物材料の寄託	国内段階	コード
		B	C	D	SISA	E	K	L		
KE	ケニア	X	X	-	-	-	X	X	X	KE
KG	キルギス	X	X	-	-	-	X	-	X	KG
KH	カンボジア	X	X	-	-	-	X	-	X	KH
KM	コモロ	X	OA	-	-	-	X	-	OA	KM

(出典) WIPO

# PCT国際出願制度の主な期間



# PCT国際出願の留意点

- PCT国際出願の費用
- PCT国際出願の効果は、PCT加盟国のみ
- 国際段階の特許性の判断と指定国の審査結果の相違  
特許付与するか否かは、指定国の実体審査による（「世界特許」は存在しない）
- 指定国の特許法などに適応した明細書・請求の範囲の記載  
統一された国際段階での記載 ⇔ 各国ごとの記載
- 国内優先権主張による基礎出願のみなし取下げ  
国内出願を優先権基礎としたPCT出願における基礎出願のみなし取下げの可能性とその回避  
（出願時又は出願後の日本の指定除外、上申書による国内優先権主張取下げ）

## 出願ルートへの判断基準の例

- 特許取得を目指す国数
- 特許取得希望時期（早期又は遅い時期）
- 特許出願の準備と予算
- 発明に係る技術の特性（地域性・技術革新のスピード）



# PCT国際出願に関する問い合わせ先

特許庁 03-3581-1101 (代表)

## ◆PCT国際出願の制度全般に関して

国際出願室 企画調査班 (内線2642)  
メールアドレス : PA1A00@jpo.go.jp

## ◆日本への国内移行手続に関して

方式審査室 指定官庁担当 (内線2644)  
メールアドレス : PA1270@jpo.go.jp

## ◆PCT国際出願の出願手続に関して

国際出願室 受理官庁担当 (内線2643)  
メールアドレス : PA1A31@jpo.go.jp

## (ご参考) PATENTSCOPEに関して

WIPO日本事務所 ([www.wipo.int/japan](http://www.wipo.int/japan))  
電話番号 : 03-5532-5030  
メールアドレス : [japan.office@wipo.int](mailto:japan.office@wipo.int)

## (参考) PCTに関する講義の紹介

- ◆ **PCT国際出願制度の概要～海外で賢く特許権を取得するPCTの仕組み～**  
(担当) 国際出願室 企画調査班
- ◆ **特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の手続**  
(担当) 国際出願室 受理官庁担当
- ◆ **国際調査及び国際予備審査**  
(担当) 調整課審査基準室
- ◆ **特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国内移行手続**  
(担当) 審査業務課方式審査室
- ◆ **特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願制度に関するトピックス**  
(担当) WIPO
- ◆ **PATENTSCOPE (特許文献のグローバル・データベース) の使い方**  
(担当) WIPO

ありがとうございました

---

特許庁審査業務部出願課国際出願室

電話：03-3581-1101 内線2642

FAX：03-3501-0659

